

危機管理施策調整会議設置要綱

(平成 23 年 6 月 30 日区長決定)

(設 置)

第1条 板橋区における防災、危機管理諸施策について、状況の変化を的確に捉え、総合的かつ計画的に推進するにあたり、各部局がより主体的に施策を展開することができるように、総合調整、連絡調整を役割とする危機管理施策調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(調整会議の構成)

第2条 調整会議は、次に掲げる会長、副会長及び委員をもって構成する。

- (1) 会長は、防災危機管理課長とする。
- (2) 副会長は、地域防災支援課長とする。
- (3) 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(所掌事項)

第3条 調整会議は、防災会議、災害対策本部、経営戦略会議等の審議に付す危機管理関連施策に関する諸課題について調査・検討し、調整を図る。

(会議)

第4条 会議は、会長が召集する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会長が必要と認めたときは、関係課長の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 事務局は、危機管理部防災危機管理課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は危機管理部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 30 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表(第2条関係)

職 名
政策企画課長
総務課長
地域振興課長
産業振興課長
高齢政策課長
福祉総務課長
子ども政策課長
環境政策課長
都市計画課長
まちづくり調整課長
土木計画・交通安全課長
会計管理室長
教育総務課長
選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長
区議会事務局次長